

第15号様式（第15条関係）

その1

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表

（ 消防署 ）

実施場所	実施消防機関数	実施場所	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両		警察機関との協力状況	実施期間
			実施車両数	基準不適合車両数	無許可車両数	実施車両数	基準不適合車両数		
道路上			()	()	()			有箇所 無箇所	
常置場所			()	()	()				
危険物の積みおろし場所			()	()	()				
その他			()	()	()				
合計			()	()	()				

(注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両（以下「移動タンク貯蔵所等」という。）の立入検査の結果を総括して記載すること。

2 「道路上」には、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合を含む。

3 「常置場所」とは、完成検査済証に記載された常置場所をいう。

4 「その他」とは、「道路上」、「常置場所」及び「危険物の積みおろし場所」以外の場所をいう。

5 「基準不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては、貯蔵、取扱の技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準及び移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

6 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両をいう。

7 移動タンク貯蔵所の「実施車両数」、「基準不適合車両数」又は「無許可車両数」欄の()内には、他の行政庁の許可に係る車両数を内書きで記載すること。

その2

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表

項		目	車 両 数	
移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	貯蔵、取扱の 基準不適合 (法10条3項)	許可品名以外の貯蔵(令24条1号)		
		貯蔵、取扱の不備による漏えい等(令24条8号、令26条1項7号)		
		完成検査済証等備え付け義務違反(令26条1項9号)		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条~27条(上記の各項号を除く。))		
	設 備 等 の 基 準 維 持 義 務 違 反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	塗装の剥離発錆	
			変形、破損	()
			その他	
		附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)	変形、破損	
			機能不良	
			その他	
		配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9号~12号)	変形、破損	()
			機能不良	
			その他	
		電気設備、接地導線の不良等(令15条1項13号、14号)		
		表示、標識の未設置等(令15条1項17号)	未設置、不足	
			その他	
	消火器の未設置等(令20条)	未設置、不足		
		その他		
	その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記の各項号を除く。))			
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条2項)			
	給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)			
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条4項)			
	移 送 の 基 準 不 適 合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車(法16条の2・1項)		
運転要員不足(令30条の2・2号)				
危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)				
その他の移送基準に係る不適合(令30条の2・1号及び3号~5号)				
定期点検に係る義務違反(法14条の3の2)		水圧試験未実施		
危険物取扱者の保安講習義務違反(法13条の23)				
危 険 物 運 搬 車 両	運搬容器の技術上の基準不適合(令28条)			
	積 載 方 法 基 準 不 適 合 (令29条)	収納、表示不適合(令29条1号、2号)		()
		積載不適合(令29条3号、4号、7号)		
		被覆不適合(令29条5号)		
		混載不適合(令29条6号)		
	運 搬 方 法 基 準 不 適 合 (令30条)	標識(令30条1項2号)	未掲示、不足	
			その他	
消火器(令30条1項4号)		未設置、不足		
その他	その他			

(注) 1 この表には、移動タンク貯蔵所又は危険物運搬車両の基準不適合車両について、左欄の項目に該当する車両の数を記載すること。なお、1台の車両で2以上の項目に該当する場合は、各々の項目に記載すること。

2 () 内には、漏えいのある数を再掲すること。

3 水圧試験未実施数は定期点検に係る義務違反の内数とすること。

その3

移動タンク貯蔵所等立入検査結果表

措置を必要とした事項	措置状況	実施消防署名	移動タンク貯蔵所・危険物運搬車両の別

(注) 1 この表には、無許可車両(無許可貯蔵又は無許可変更に係る車両) 危険物の漏えいが認められた車両、移送停止・運搬停止の指示を行った車両について、措置を必要とした事項及び措置状況を記載すること。

2 「移動タンク貯蔵所・危険物運搬車両の別」の欄には、「移動」又は「運搬」のいずれかを記載すること。